

平成30年（行ウ）第126号
警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件
原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
被 告 国

証拠説明書(4)

2019年（令和元年）5月31日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 古本晴英



甲	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)
21	鑑定意見書	原本 2019.5.29	独協大学特任教授・弁護士 三宅弘	<ul style="list-style-type: none">・情報公開法5条3号及び同条4号が立法過程において、同列に論じられていたこと。・4号が3号と同じく、個別具体的な司法判断がされるべきであること。・3号又は4号の不開示文書該当性の主張・立証責任は、被告行政機関が負うべきこと。・被告が、客観的事実をふまえて、本件管理簿を開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由（合理性）があることを、被告が個別具体的に主張立証しない限り、本件処分が違法であること。